

株式会社福原に対する食品表示法に基づく指示について

平成28年1月15日
環境生活部くらし安全局消費者安全課

北海道は、平成28年1月14日付けで、株式会社福原（帯広市）に対して、食品表示法第6条第1項の規定に基づき指示を行いましたので、その内容について公表します。

1 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社福原（以下「福原」という。）
- (2) 代表者：代表取締役 福原 郁治（ふくはら いくはる）
- (3) 所在地：帯広市西22条北1丁目13番地
- (4) 設立年月日：昭和51年5月27日
- (5) 事業内容：食料品の販売、ホテル・旅館の経営、旅行業ほか

2 北海道が確認した食品表示法違反行為

フクハラ西5条店（帯広市西5条北2丁目）において、少なくとも平成27年2月18日から平成27年10月10日までの間に「北海道産豚肉（肩）切りおとし」とラベルに表示し、一般消費者に販売した商品1,300パック（内L410パック、S890パック）の一部について、実際にはアメリカ産又はカナダ産の豚肉を使用していた。

3 食品表示法に基づく措置

福原が行った行為は、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされている表示の基準である法附則第6条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項及び第2項の規定による品質に関する表示の基準のうち生鮮食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第514号）第4条第1項第2号（生鮮食品の表示の方法（原産地）、平成27年3月31日以前の行為）及び食品表示基準第18条第1項（横断的義務表示（原産地）、平成27年4月1日以降の行為）に、違反するものです。

よって、北海道は、福原に対し、平成28年1月14日付けで法第6条第1項の規定に基づき指示を行いました。

4 指示の内容

- (1) 福原が製造・販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 福原が販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていない主たる原因として、福原において、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、福原における食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、福原が販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) 福原の全役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)までに基づき講じた措置について、平成28年2月15日までに北海道知事あて提出すること。

問い合わせ先
環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
TEL011-231-4111（代表）（内線24-528）
011-204-5216（直通）

(参考)

関係法令抜粋

●食品表示法（平成25年法律第70号）

（食品表示基準の策定等）

第4条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

- (1) 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第6条第8項及び第11条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第6条第8項及び第11条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- (2) 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

（指示等）

第6条 食品表示基準に定められた第4条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

（公表）

第7条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（権限の委任等）

第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2、3 （略）

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特

別区の区長が行うこととすることができる。

附則

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第6条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の一部を次のように改正する。

●食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）

(横断的義務表示)

第18条 食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称	(略)
原産地	次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第19条に定めるところによる。 (1) 農産物 (略) (2) 畜産物 イ <u>国産品</u> （国内における飼養期間が外国における飼養期間（二以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。）より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。） <u>にあつては国産である旨を、輸入品</u> （国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。） <u>にあつては原産国名</u> （二以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名） <u>を表示する。</u> ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。 (以下略)

※ 原文を縦書きから横書きに変更したため、「上欄」を「左欄」、「下欄」を「右欄」と読み替える。

附則

(経過措置)

第3条 この府令の施行前にした表示に係る表示の基準の適用については、なお従前の例

による。

第4条 この府令の施行の日から平成32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び添加物（業務用添加物を除く。）並びに同日までに販売される業務用加工食品及び業務用添加物の表示については、第2章及び第4章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第5条 この府令の施行の日から平成28年9月30日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

●農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第19条の13 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- (1) 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- (2) 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

●生鮮食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示514号)

（生鮮食品の表示の方法）

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 名称

(略)

- (2) 原産地

次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあつては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であつて複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあつては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

(略)

イ 畜産物

(ア) 国産品（国内における飼養期間が外国における飼養期間（2以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。）より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。）にあつては国産である旨を、輸入品（国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。）にあつては原産国名（2以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名）を記載すること。ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

（以下略）